岸和田市貝塚市清掃施設組合
財務会計システム構築業務、利用保守業務
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この実施要領は、構築から５年経過した岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）で現在運用中の財務会計システムを、最新環境への対応と内部事務のより一層の業務効率化を推進し、優れた操作性・機能性を備えた費用対効果の高いシステムへの更新を図るに当たり、財務会計システム構築業務、利用保守業務の履行に最も適した受託候補者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式を実施すること（以下「本公募型プロポーザル」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

2　業務概要

（１）業 務 名　岸和田市貝塚市清掃施設組合財務会計システム構築業務、利用保守業務（以下「本業務」という。）

（２）業務内容　別紙「仕様書」のとおり

（３）業務期間　①構築業務　契約締結日から令和９年３月 31 日

（ア）　予算編成機能の構築および令和９年度予算編成入力に必要なデータ移行については、令和８年９月 30 日までに完了すること。

（イ）　その他の機能の構築、データ移行については、令和９年１月 31 日までに完了すること。

②利用保守業務　システム稼働日から 60 ヶ月

（ア）　システム稼働日は、予算編成機能の稼働予定日である令和８年 10 月１日とする。

3　提案上限額

（１）構築業務

４，１８７，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（２）利用保守業務

６，６８０，０００円（60 ヶ月間）（消費税及び地方消費税を含む）

4　スケジュール

（１）実施要領の公示	令和７年 ９月 17 日（水）
（２）質問の受付締切	令和７年 10 月 １日（水）午後５時まで
（３）質問の回答	令和７年 10 月 ８日（水）
（４）参加申込書の提出	令和７年 10 月 17 日（金）午後５時まで
（５）参加資格審査結果通知	令和７年 10 月 29 日（水）
（６）企画提案書等の提出	令和７年 11 月 26 日（水）午後５時まで
（７）デモンストレーション審査	令和７年 12 月 ８日（月）（予定）
（８）プレゼンテーション審査	令和７年 12 月 15 日（月）（予定）
（９）選定結果の通知	令和７年 12 月 25 日（木）

5　参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できるものは、次に揚げる要件の全てに該当する者とする。

（1）法人格を有していること。

（2）岸和田市又は貝塚市の入札参加資格を有し、本業務の公告の日から契約締結日までのいずれの日においても、入札参加停止要綱等に基づく入札参加停止等を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（4）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

（5）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。

（6）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

（7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

（8）岸和田市又は貝塚市より暴力団排除条例（岸和田市（平成 25 年条例第 35 号）、貝塚市（平成 24 年条例第 23 号））に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

（9）過去５年間に地方公共団体において、財務会計システムの構築業務及び利用保守業務を元請として受託し、完了させた実績があること。

(10) 法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6　質疑・応答

（1）受付期間

令和７年９月17日（水）から令和７年10月１日（水）午後５時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式①）により、持参、ＦＡＸ又は電子メールにて提出すること。

様式はホームページに掲載している様式をダウンロードし、使用すること。

タイトルは「財務会計システム質問書（会社名）」と記入し、持参以外は必ず電話によ

り着信の確認を行うこと。

※提出期間後に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は一切受け付けない。

（３）提出先

岸和田市貝塚市清掃施設組合　総務課

〒596-0016　岸和田市岸之浦町１－２

TEL：072-436-4453

FAX：072-436-4653

E-mail：somu@kishikai-cleancenter.or.jp

（４）回答日時

令和７年10月８日（水）

（５）回答方法

質問の回答は案件情報をホームページに掲載し、個別には回答しない。また、再質問は受け付けない。なお、質問内容により８に規定する企画提案書等及びデモンストレーション、プレゼンテーションでの回答による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

７　参加申込書の提出

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、この実施要領、別紙資料を理解したうえで、参加申込書類を次の要領で提出すること。

（１）提出書類

①参加申込書（様式②）：１部

②会社概要書（様式③）：１部

（パンフレットなど会社の事業内容がわかるものを添付すること。）

③業務受託実績書（様式④）：１部

④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）：１部

⑤直近の財務諸表：１部

⑥法人税、消費税・地方消費税の納税証明書（その３の３）：１部

⑦法人市民税の納税証明書（直近事業年度）：１部

岸和田市及び貝塚市における法人市民税の完納証明書（納付義務がない場合には申立書（任意様式で可））

⑧参加資格に関する申立書（様式⑤）：１部

※ ④、⑥、⑦の証明書は発行日から３ヶ月以内のもの（原本又は写し）を添付してください。

（２）提出先

岸和田市貝塚市清掃施設組合　総務課

〒596-0016　岸和田市岸之浦町１－２

（３）提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合、受付時間は平日の午前９時から午後５時まで。郵送

の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提案者のリスク負担とする。

（４）提出期限

令和７年 10 月 17 日（金）午後５時まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

（５）参加資格審査結果通知

提出書類に基づき、５に定める参加資格要件の確認を行い、令和７年10月29日（水）に参加資格審査結果通知書を発送する。

８　企画提案書等の提出

企画提案書等を次の要領で提出すること。

（１）提出書類　正本１部、副本７部（副本についてはコピー可）

①企画提案書

②財務会計システム機能要件一覧表（様式⑥）

③保守体制（任意様式）

④見積書（様式⑦）

⑤提案価格内訳書（様式⑧）

⑥システム出力可能帳票・伝票レイアウト集

（２）作成方法

作成方法は別紙「岸和田市貝塚市清掃施設組合財務会計システム構築業務、利用保守業務企画提案書等作成要領」のとおり。

（３）提出先

７（２）に同じ

（４）提出方法

７（３）に同じ

（５）提出期限

令和７年 11 月 26 日（水）午後５時まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

９　事業者選定方法

事業者の選定については、非公開の「本業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行い、その選定方法は、12　評価基準に基づき、10　デモンストレーション審査、11　プレゼンテーション審査をそれぞれ実施し、各審査の評価点を合計した点数が最も高い事業者を契約の相手方の受託候補者とする。評価点の合計が 90 点未満（６割未満）の場合は、契約の相手方の受託候補者としない。なお、最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者とする。金額も同額の場合は、評価点のうち、デモンストレーション審査の点数がもっとも高い事業者を契約の相手方の受託候補者とする。デモンストレーション審査の点数も同点となった場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点者等を決定する。なお、企画提案書等の提出が１者のみでも、本公募型プロポーザルでの選

定を実施する。その場合は、各要件を満たし、かつ、各審査の評価点を合計した点数が 90 点以上（６割以上）であれば、受託候補者として選定することができる。

10　デモンストレーション審査

（１）　実施日

令和７年 12 月８日（月）（予定）

会場等の詳細については、企画提案書等提出期限後、文書にて通知する。

（２）評価配点

デモンストレーション審査の評価配点は 50 点とする。

（３）評価方法

①デモンストレーション評価審査

財務会計システムにおける主要業務について、デモンストレーション審査項目一覧表に沿って、デモンストレーションを行い、画面の見やすさ、操作性、事務の効率性等の観点から評価を行う。予算編成・執行管理（共通事項含む）・決算・決算統計・公会計対応等のデモンストレーション（60 分）及び質疑応答（15 分）で実施する。なお、提案者からの出席は３名を上限とし、プロジェクトマネージャは出席すること。審査の順番については、原則、企画提案書等を受け付けた順とする。必要な機器(パソコン、プロジェクター、ケーブル類等)や費用等は、全て企画提案者が用意すること。なお、スクリーンは組合側で用意する。ネットワーク環境などの確認が必要な場合は、事前に確認すること。

②審査員

選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が指定する職員（業務を担当する職員）

③評価点

12　評価基準に基づき算出した各審査員の点数の平均点。

11　プレゼンテーション審査

（１）　実施日

令和７年 12 月 15 日（月）（予定）

会場等の詳細については、企画提案書等提出期限後、文書にて通知する。

（２）評価配点

プレゼンテーション審査の評価配点は 100 点とする。

（３）評価方法

①プレゼンテーション評価審査

「岸和田市貝塚市清掃施設組合財務会計システム構築業務、利用保守業務　仕様書」（以下「仕様書」という。）及び企画提案書等に係るプレゼンテーションについて採点する。プレゼンテーション（30 分）及び質疑応答（30 分）の計 60 分で実施する。プレゼンテーションは企画提案書等に沿って行うものとし、その場での提案は認めない。なお、提案者からの出席は３名を上限とし、プロジェクトマネージャは出席すること。審査の順番については、原則、企画提案書等を受け付けた順と

する。必要な機器(パソコン、プロジェクター、ケーブル類等)や費用等は、全て企画提案者が用意すること。なお、スクリーンは組合側で用意する。ネットワーク環境などの確認が必要な場合は、事前に確認すること。

②審査員

選定委員

③評価点

12　評価基準に基づき算出した各審査員の点数の平均点。

12　評価基準

評価項目一覧表

（1） デモンストレーション審査評価項目

評価項目	評価内容	配点
システムの機能性 (デモンストレーション)	分かりやすい画面デザインであるか。 入力操作、画面表示など職員が直感的に操作でき、ストレスのない操作性が期待できるか。 一覧表の扱いやすさ、帳票・伝票の見やすさに優れているか。 データ抽出機能が充実しているか。 業務の効率化・迅速化及び正確化に有効なシステムであるか。	50 点

（2）プレゼンテーション審査評価項目

評価項目	評価内容	配点
本業務に対する取組み	本業務の趣旨や組合が求める機能を十分に理解しているか。 構築業務までの体制が十分な体制となっているか。 全体スケジュールが無理なく設定され、構築業務完了までの過程や工程が具体的に記載されているか。	15 点
システム管理	データセンターの堅牢性、安定稼働が確保されているか。 個人情報の取扱い、システムユーザーの管理等、情報セキュリティ対策について具体的に記載されているか。	10 点
運用・保守方法	障害や災害発生時の非常時及び通常時における、対応方法及び連絡体制が具体的に示されているか。 定期的な保守体制及び保守運用支援が具体的に示されているか。 将来的な法改正・バージョンアップ等への対応など組合の費用負担を軽減する提案であるか。 組合からの改善要望に対し、速やかに対応できる体制となっているか。 契約期間満了後について、他者の（次期）システムへのデータ移行及び使用期間延長にかかる利用保守業務に対する考え方が示されているか。また、データ提供方法や費用は適切か。	20 点

組合職員負担軽減	データ移行は、職員負担を軽減するためのスケジュールや確認作業の効率的な実施に留意しているか。 組合職員に対する支援が具体的に示され、十分なサポート体制が見込まれるか。 円滑にシステムの運用が開始できるよう、職員に対する操作研修の内容は十分であるか。 システムの各種業務の補助機能（入力補助機能、誤入力対策機能、操作補助機能等）は充実しているか。	20 点
事業者提案	仕様書、機能要件一覧表に定めのない事項で、組合にとって有益な機能など、特筆すべき提案があるか。 将来的な拡張性（起債管理等、他機能の活用の可能性など）が示されているか。	10 点
提案価格	配点×全提案者中最低見積価格／当該提案者見積価格	15 点
プレゼンテーション	説明者が提案内容を理解し、企画提案書等のとおり説明できているか。 選定委員に対して分かりやすいプレゼンテーションとなっているか。	5 点
質疑応答	選定委員からの質疑に対して、矛盾なく的確な回答ができているか。	5 点
合計		100 点

13　応募に関する留意事項

（１）失格要件

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 受託候補者選定までに提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② この実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 財務会計システム機能要件一覧表（様式⑥）の必須項目のうち、本業務の委託費用内で実現できない項目がある場合

④ 見積書の構築業務、利用保守業務の金額のいずれかが、３提案上限額を超える場合

⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑥ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑦ その他選定結果に影響を及ぼす行為を行った場合

14　選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を書面にて通知する。また、文書発送後、選定結果を組合ホームページに掲載し、公表する。なお、ホームページに掲載する際、参加者については受託候補者名のみ公表し、点数については全参加者分を公表する。

15　契約手続

（１）契約の相手方の受託候補者に選定された者と組合との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）受注者は、契約金額の 100 分の 10 の額以上の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則（平成９年規則第 11 号）第 123 条第１項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

（３）構築業務の契約代金の支払いは、２業務概要（３）業務期間 ①構築業務（ア）（イ）の完了後、完了払いとする。

（４）利用保守業務の契約代金の支払いは、２業務概要（３）業務期間 ②利用保守業務（ア）に定めるシステム稼働日の属する月である令和８年 10 月利用分（令和８年 11 月支払い）を初回払いとした月払い（定額）とする。

（５）契約の相手方の受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

16　提出書類の取扱い

（１）提出された全ての書類は、返却しない。

（２）提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

（３）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

（４）組合が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることができる。

（５）企画提案書等の提出は１者につき１案とする。

17　情報公開及び提供

組合は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成 29 年条例第２号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

18　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を組合に請求することはできない。

（３）参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式⑨）を提出すること。

（４）企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者が作成した企画提案書の書類については、組合が必要と認める場合には、組

合は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができる。

（５）参加事業者は、本公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（６）本公募型プロポーザル実施後、契約締結前に受託候補者が岸和田市又は貝塚市の入札参加停止要綱等に基づく入札参加停止等を受けた場合、申立事項に虚偽の申告、又は法令違反等が発覚した場合は、契約を締結できない。